

## 三ツ星居宅介護支援事業所 運営規程

### (事業の目的)

第1条 この規程は、株式会社 yasashio が設置運営する三ツ星居宅介護支援事業所(以下「事業所」という。)の運営及びサービス提供について必要な事項を定め、円滑な事業運営、適切なサービス提供を図ることを目的とします。

### (運営の方針)

第2条 サービスの提供にあたっては関係の法令、省令及び告示に適合することはもとより、次のことを基本の方針とします。

- (1)利用者またはその家族(以下「利用者等」という。)に必要な情報を適切に提供し、自己決定・選択権を尊重し、意向に沿ったサービスを提供します。
- (2)利用者が居宅において少しでも自立した生活を営むことができるように福祉、保健、医療の居宅サービス事業者をはじめ公私にわたるサービスと連携し総合的で効果的にサービスが利用できるよう支援します。
- (3)正当な理由なくサービス提供を拒まず、サービス提供にあたっては特定の種類又は居宅サービス事業者に不当に偏ることなく中立公平に行います。

### (事業所の名称・所在地)

第3条 事業所の名称・所在地は次のとおりです。

- (1)名称 三ツ星居宅介護支援事業所
- (2)所在地 広島市西区打越町12番6号サンパレスマツモト2階

### (従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとします。

- (1)管理者1名(常勤、介護支援専門員兼務)  
管理者は、事業所の業務の管理を一元的に行います。
- (2)介護支援専門員1名(管理者兼務1名)  
介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供にあたります。

### (営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとします。

- (1)営業日は月曜日から金曜日までとします。ただし、8月13日から8月15日および、12月30日から翌年1月4日までを除きます。
- (2)営業時間午前8時30分から午後5時30分までとします。

### (指定居宅介護支援の提供方法)

第6条 指定居宅介護支援の提供方法は次のとおりとします。

- (1)利用者等の相談を受ける場所 事業所の相談室
- (2)サービス担当者会議の開催場所 事業所の相談室
- (3)介護支援専門員の居宅訪問頻度 月1回以上
- (4)課題の分析手法 全社協方式

#### (指定居宅介護支援の内容)

第7条 居宅介護支援の内容は、次のとおりとします。

- (1)居宅サービス計画の作成
- (2)指定居宅サービス事業者及びその他の関係する機関、団体等との連絡調整
- (3)その他の便宜の提供

#### (利用料その他の費用の額)

第8条 居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとします。

- 2 通常の事業の実施地域以外の居宅を訪問して行う指定居宅介護支援に要した交通費は、原則その実費を徴収します。ただし、自動車を使用した場合は、通常の事業の実施地域を越えた地点から、路程1Km当り20円を実費として徴収します。
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者等に対し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名又は記名押印を受けることとします。

#### (通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、広島市中区、西区（一部地域を除く：別紙参照）の区域とする。

#### (その他運営に関する重要事項)

第10条 事業所は、管理者及び介護支援専門員の資質の向上を図るために、次のような研修の機会を設けるものとし、また、勤務体制を整備します。

- (1)関係機関・団体が開催する研修
- (2)その他の研修
- 2 従業者は、業務上知り得た秘密を保持します。
- 3 この規程に定める事項のほか、事業所の運営に関する重要事項は、株式会社 yasashio の承認を得て、管理者が定めるものとします。

#### (利用者等の虐待の防止のための措置に関する事項)

第11条 事業者は、利用者等の虐待の防止のため、次のとおり措置を講じます。

- (1)組織運営の健全化
- (2)従業者の負担やストレスへの対応
- (3)チームケア、従業者間の連携
- (4)職業倫理、法令遵守の意識の啓発
- (5)ケアの質の向上
- (6)家族等の介護者の高齢者虐待の理解促進のための支援や啓発活動の実施
- (7)虐待が疑われる事例を発見した場合の市町村等関係機関への報告
- (8)虐待の防止のための責任者の設置

(記録の保存)

第12条 事業者は、次に掲げる記録のうち、法に規定する居宅介護サービス費等の支給の根拠となるものについて、その完結の日から5年間、これを保存します。

- (1) 利用者等に提供するサービスに関する計画
- (2) 利用者等に提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 指定居宅サービス事業者等との連絡調整に関する記録
- (4) 居宅介護支援台帳及び介護予防支援台帳
- (5) その他サービスの提供に関する記録

付則

この規程は平成23年4月1日から施行する。

この規程は平成25年4月1日から改定する。

この規程は平成26年2月22日から改定する。

この規程は平成27年3月6日から改定する。

この規程は令和1年5月1日から改定する。

この規定は令和2年4月1日から改定する。